



年頭のごあいさつ

理事長 白川 博一
(壱岐市長)

新年明けましておめでとうございます。

組合員並びにご家族の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、長崎市、佐世保市がまん延防止等重点措置の対象となり、長崎県独自の緊急事態宣言が発令されるなど皆様の生活に多大な影響を及ぼしました。今後も引き続き感染拡大防止に向けた取り組みが求められるところです。

さて、公的年金制度につきましては、令和元年財政検証結果を踏まえた「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」による制度改正の大部分が令和4年度に順次施行されます。

まず、4月には65歳未満の者の在職中の年金停止とならない範囲を拡大する「在職中の年金受給の在り方の見直し」や現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を60歳から75歳の間とする「受給開始時期の選択肢の拡大」が行われます。

次に、10月には短時間労働者・非常勤職員に対する被用者保険の適用拡大により、現在、市町等の健康保険（協会けんぽ）適用の非常勤職員は10月からは共済組合員となり短期給付、福祉事業が適用されます。

特に、10月改正に伴い多くの方が共済組合に加入することとなり、煩雑な手続きが生じることが見込まれますが、加入者に混乱が生じないよう適切に対応して参ります。

医療保険制度については、令和3年6月に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という従来の社会保障構造を見直し、全世代で広く安心を支えていく社会保障制度の構築のために各種改正が実施される予定です。詳細な時期は未定ですが、令和4年10月以降には、一定所得以上の後期高齢者の窓口負担を2割とする改正が予定されています。

また、マイナンバーカードが保険証（共済組合員証）として使える「オンライン資格確認」は、当初予定よりも開始が遅っていましたが、令和3年10月から本格運用が実施されており、医療機関等において速やかな資格確認が可能となるよう、当組合も医療保険者として正確な加入者情報の管理を行っていく所存です。

このように国の社会保障制度の様々な見直しが進められておりますが、情勢を迅速に把握し、構成団体と連携を密にしながら、共済組合として正確に対応して参ります。

また、福祉事業の一環としての貯金、貸付、保健の各種事業につきましても、事業内容の充実を図りながら、組合員のニーズを的確に把握し、更なるサービスの向上に努めて参ります。

本年も皆様方のなお一層のご理解とご協力を願い申し上げますとともに、組合員の皆様並びにご家族の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、年頭のごあいさつとさせていただきます。